

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により横須賀市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により横須賀市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令、条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、当該基準が充足されていないことが計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものに対する不利益処分に係る審査請求
- 2 人員基準、数量的基準等客観的に判断することができる要件が法令、条例等において明確にされている場合において、当該要件が充足されていないことが実地調査、提出された資料その他客観的な認定方法によって確認されたものに対する不利益処分に係る審査請求
- 3 地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とした審査請求（他の理由による不服を含む場合を除く。）
- 4 給与所得者に対する市民税に係る賦課決定について、当該賦課決定の基礎とされた給与支払報告書に記載されている支払金額を不服の理由とした審査請求